

(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

- 1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。
- また、各相続人等のうち税務署の窓口で相続税の申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。
- なお、e-Taxにより申告手続を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

【本人確認書類】

①	番号確認書類（マイナンバー（12桁）を確認できる書類）として次に掲げるいづれかの書類 ・マイナバーカード（個人番号カード）【裏面】 ^(注1) ・通知カード ^(注2) ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限ります。）など
②	身元確認書類（記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）として次に掲げるいづれかの書類 ・マイナバーカード（個人番号カード）【表面】 ^(注1) ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・パスポート ・在留カード ・公的医療保険の被保険者証 ^(注3) など

(注) 1 マイナバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付いただく場合は、表面と裏面の両面の写しが必要となります。
 2 通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
 3 「公的医療保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

- 2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。詳しくは税務署にお尋ねください。
 なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

(1) 一般の場合（(2)～(16)の特例等の適用を受けない場合）

①	次のいづれかの書類 イ 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの） ロ 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいづれであるかが分かるように記載されたものに限ります。） なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。 ハ イ又はロをコピー機で複写したもの
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^(注)

(注) ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(2) 相続時精算課税適用者がいる場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^(注)
③	被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（コピー機で複写したものを含みます。）

(注) ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(3) 相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した特定贈与財産の価額について贈与税の課税価格に算入する（相続税の課税価格に加算しない）場合（4ページ参照）

①	登記事項証明書などで贈与を受けた者が居住用不動産を取得したことを証する書類（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）
②	贈与を受けた配偶者の戸籍の附票の写し（被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたもの）

(4) 配偶者の税額軽減（11ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

(5) 小規模宅地等の特例（16ページ参照）の適用を受ける場合^(注1)

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）
⑤	特定居住用宅地等に該当する宅地等 ^(注2) 次に掲げる被相続人の親族（配偶者を除きます。）が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 ・被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族（18ページの「特定居住用宅地等の要件」①の2の親族が特例を受ける場合） ・被相続人と生計を一にしていた親族（18ページの「特定居住用宅地等の要件」②の2の親族が特例を受ける場合） 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）

	(前ページからの続き)	被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等が所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 （18ページの【特定居住用宅地等の要件】①の3の親族が特例の適用を受ける場合）
⑤	2	<p>イ 相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）</p> <p>ロ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類</p> <p>ハ 相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいづれの時においても所有していないことを証する書類</p>
	3	被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合（19ページの（注）1に該当する場合）
		<p>イ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）</p> <p>ロ 介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類</p> <p>ハ 施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類</p> <p>(イ) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(ロ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院</p> <p>(ハ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（（イ）の有料老人ホームを除きます。）</p> <p>(ニ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限ります。）又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居</p>
⑥	特定事業用宅地等に該当する宅地等	一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑦	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	イ 特例の対象となる法人の定款（相続開始の時に効力を有するものに限ります。）の写し ロ 特例の対象となる法人の相続開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類（特例の対象となる法人が証明したものに限ります。）
⑧	貸付事業用宅地等に該当する宅地等 ^{（注3）}	貸付事業用宅地等が相続開始前3年以内に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときには、被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

- （注）1 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、①～④に掲げる書類を提出するとともに、この特例の適用を受ける宅地等の区分（⑤～⑧）に応じ、それぞれ⑤～⑧に掲げる書類を提出してください。
- 2 ⑤の宅地等について特例の適用を受ける場合において、⑤の1～3の場合に該当するときは、それぞれ⑤の1～3に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出してください。
- なお、19ページの（ハ）（注）4(1)又は(2)に該当する場合には、前ページの（注）4(1)～④に掲げる書類の他、次の書類を提出してください。
- (1) 19ページの（注）4(1)に該当する場合 次の書類
- イ 平成27年4月1日から相続開始の日までの間における住所又は居所を明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）
- ロ 平成27年4月1日から相続開始の直前までの間に居住していた家屋が、自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類
- (2) 19ページの（注）4(2)に該当する場合 次の書類
- イ 請負契約書の写しその他の書類で、令和2年3月31日において経過措置対象宅地等の上に存する建物の工事が行われていたことを証するもの及び当該工事の完了年月日を明らかにするもの
- ロ 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における次の事項を明らかにする書類
- (イ) その期間内における住所又は居所
- (ロ) その期間内に居住していた家屋が自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨
- 3 20ページの（ニ）（注）3に該当する場合には、上記⑧に掲げる書類については、貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときに、提出する必要があります。

（6）特定計画山林の特例（21ページ参照）の適用を受ける場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類

（7）特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例（22ページ参照）の適用を受ける場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	その他特例の適用要件を確認する書類

(8) 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等（23 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	相続税の納税猶予に関する適格者証明書
⑤	(1) 特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合には、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨の市長（区長）の証明書 (2) 特例農地等のうちに市街化区域内農地等（相続又は遺贈により取得した日において都市営農農地等を有しない農業相続人が有するものに限り、生産緑地地区内にあるものを除きます。）がある場合には、その市街化区域内農地等が市街化区域内農地等である特例農地等に該当することを証する市町村長の書類
⑥	特例農地のうちに準農地がある場合には、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明書
⑦	特例農地等のうちに、農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書
⑧	その他特例の適用要件を確認する書類
⑨	担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が特例農地等の場合） ・登記事事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。） ・固定資産評価証明書など特例農地等の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）

(注) 特定貸付け等（24ページ参照）を行っている農地又は採草放牧地について、農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける場合には、特定貸付けに関する届出書又は認定都市農地貸付け等に関する届出書及びその添付書類を相続税の申告書に添付して提出します。

※ 特定貸付け等を行った日の翌日から2か月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となる場合で、申告書に届出書を添付して提出ができないときには、申告書に農業相続人が特定貸付け又は認定都市農地貸付け若しくは農園用地貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書又は貸付都市農地等に関する明細書を添付して提出し、届出書は特定貸付け等を行った日から2か月以内に提出します。

(9) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（29 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第7項の申請書の写し
⑤	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し
⑥	会社の定款の写し
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が（特例）対象（相続）非上場株式等の場合） (1) 株式の場合 イ 株券発行会社の場合 ・供託書正本（株券を法務局（供託所）に供託する必要があります。） ロ 株券不発行会社の場合 ・相続人等が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ※ 質権設定後に、会社法第149条第1項の書面を提出する必要があります。 (2) 出資の持分の場合 ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・（特例）対象（相続）非上場株式等に係る会社が自社の持分に質権を設定されることについて承諾したことを証する書類（非上場株式等についての相続税の納税猶予の（特例）の適用を受ける（特例）経営（相続）承継相続人等（受贈者）が持分の全部を担保提供する場合に限ります。）

(注) 詳しくは「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート（115 ページ）をご覧ください。

(10) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（36 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第4項又は第5項において準用する同条第2項の申請書の写し
④	会社の定款の写し
⑤	その他特例の適用要件を確認する書類
⑥	担保提供書及び担保提供関係書類 (9)(8)に同じ

(注) 1 詳しくは「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート（119 ページ）をご覧ください。
2 ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(11) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（39 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第3項（同条5項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し
⑤	会社の定款の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類
⑦	担保提供書及び担保提供関係書類（9)⑧に同じ

(注) 詳しくは国税庁ホームページに掲載されている「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシートをご覧ください。

(12) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（44 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項（同条3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し
④	会社の定款の写し
⑤	その他特例の適用要件を確認する書類
⑥	担保提供書及び担保提供関係書類（9)⑧に同じ

(注) 1 詳しくは国税庁ホームページに掲載されている「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシートをご覧ください。
2 ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(13) 山林についての相続税の納税猶予及び免除（48 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	特例の適用要件に該当することについての市町村長の証明書及び農林水産大臣の証明書並びに農林水産大臣の確認書
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し及びその森林経営計画の市町村長等の認定に係る通知の写し
⑥	森林法第17条第2項の届出書の写し
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が特例山林の場合） ・登記事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。） ・固定資産評価証明書など特例山林の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）

(14) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除（51 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	認定医療法人が厚生労働大臣の認定を受けていることを証する書類
⑤	認定医療法人の認定移行計画の写し
⑥	相続開始の直前及び相続開始の時における認定医療法人の出资者名簿の写し
⑦	医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける場合 ・認定医療法人の持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限りません。）の写し ・相続人等による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時におけるその認定医療法人の出資者名簿の写し ・基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の第3項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限りません。）の写し（認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金として拠出したときに限ります。）
⑧	その他特例の適用要件を確認する書類
⑨	医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合 担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が特例の適用に係る認定医療法人の持分の場合） ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・特例の適用に係る認定医療法人が、相続人等が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の第1項第3号に規定する書類

(注) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合には、①～⑥及び⑨に掲げる書類を、医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける場合には、①～⑦に掲げる書類を提出してください。

(15) 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除（55 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	認定保存活用計画に係る計画書の写し及び認定に係る通知の写し
⑤	評価価格通知書の写し
⑥	寄託契約書など、寄託先美術館の設置者に寄託していたことを明らかにする書類
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が特定美術品の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・寄託相続人が寄託先美術館の設置者に対し特定美術品を税務署長のために保管することを命じたこと及び寄託先美術館の設置者が当該保管について承諾したことを証する確定日付のある証書 ・印鑑証明書 ・特定美術品に付された保険に係る保険証券の写し ・特定美術品に付された保険に係る保険金請求権に質権を設定することの承認を請求するための書類

(注) 詳しくは国税庁ホームページに掲載されている「特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件・提出書類チェックシートをご覧ください。

(16) 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（58 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1) ①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第11項の申請書の写し
⑤	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第4項の申請書の写し
⑥	地方税法第393条の規定による通知に係る通知書の写しなど、租税特別措置法施行規則第23条の8の9第12項第4号に規定する特定事業用資産の区分に応じて定める書類
⑦	被相続人が60歳以上で死亡した場合には、後継者が相続開始の直前において特定事業用資産に係る租税特別措置法第70条の6の10第2項第2号に規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類
⑧	その他特例の適用要件を確認する書類
⑨	担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保がこの特例の適用を受ける宅地等の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。） ・固定資産評価証明書などその宅地等の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）

(注) 詳しくは「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の提出書類チェックシート（123 ページ）をご覧ください。また、「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合の添付書類については、国税庁ホームページに掲載されている「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートをご覧ください。

3 相続税の納付について延納申請又は物納申請を行う場合に提出していただく主な書類は次のとおりです。

(1) 延納申請（71 ページ参照）を行う場合

①	<ul style="list-style-type: none"> ・延納申請書 ・金銭納付を困難とする理由書 ・担保目録及び担保提供書 ・不動産等の財産の明細書
②	担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が土地の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。） ・固定資産評価証明書など土地の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の申出書

(注) 詳しくは「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納申請（72 ページ参照）を行う場合

①	<ul style="list-style-type: none"> ・物納申請書 ・金銭納付を困難とする理由書 ・物納財産目録
②	<ul style="list-style-type: none"> ・物納手続関係書類（登記事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）、公団、所在団その他必要な書類）

(注) 詳しくは「相続税の物納の手引」をご覧ください。

(令和3年分用)「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の適用を受けるため(※)の適用要件を確認する際に使用してください。
 - 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
 - 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
 - 4 被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
 - 5 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、117、118ページの「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシートを使用してください。
- ※ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称 :

被相続人氏名 :

相続人等(特例適用者)

住 所 _____
 氏 名 _____
 電話 () _____

関 与 税 理 士	所在 地			
	氏 名		電 話	

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
被相続人	(1) (2)の場合以外の場合ですか。	はい	いいえ	—
	① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。 ② 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ③ 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(会社の特例経営承継相続人等となる者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	(2) その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定(以下、「特例措置」といいます。)の適用を受けている者等がいますか。	はい		○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など
後継者(相続人等)	相続開始の直前	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の時	はい	いいえ	○ 認定書の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	相続開始日の翌日から5か月を経過する日	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
申告期限まで	相続開始の時から申告期限まで	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など
	① その会社の株式等について、租税特別措置法第70条の7第1項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の適用を受けていませんか。 ② 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた会社の特例後継者ですか。(注5)・(注9)	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など ○ 確認書の写し

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
会社 相続開始の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注5) ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注10) ⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。 また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注11) ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注12)・(注13) ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注14)・(注15) ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていませんか。(注16) ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。(注17) ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など

- (注) 1 代表権を有していた被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。
- 4 令和3年3月31日以前に相続又は遺贈により取得した非上場株式等については、被相続人が60歳未満で死亡した場合のみが除かれます。
- 5 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 6 災害等(租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。以下15において同じです。)が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第31項第1号、第2号又は第4号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、この要件は不要とされます。
- 7 「特例経営承継期間」とは、この特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限※の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの特例の適用を受ける後継者の死亡の日の前の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(1) 後継者の最初のこの特例の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限※の翌日以後5年を経過する日
(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限※の翌日以後5年を経過する日
※ 災害等により申告期限の延長がされる場合には、その延長後の申告期限となります。
- 8 「特例対象非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の7の6第1項に規定する株式等をいいます。
- 9 「特例後継者」とは、円滑化省令第16条第1号に規定する者をいいます。なお、円滑化省令第17条第1項第1号の確認は、令和5年3月31までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされています。
- 10 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 11 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第8項において準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 12 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 13 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 14 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 15 災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした特例対象非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑦の要件は不要とされます。
- 16 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第9項において準用する同令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 17 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第2号に掲げる者をいいます。

(令和3年分用) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の適用を受けるため(※)の提出書類を確認する際に使用してください。
 - 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
 - 3 被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
 - 4 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、119ページの「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシートを使用してください。
- ※ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称 :

被相続人氏名 :

相続人等(特例適用者)

住 所 _____
氏 名 _____
電話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地		
	氏 名	電 話	

(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	<input type="checkbox"/>
2	相続開始の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
3	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	<input type="checkbox"/>
4	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第1項第12号又は第14号の事由に係るものに限ります。)の写し及び円滑化省令第7条第7項(同条第9項において準用する場合を含みます。)の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
5	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>

* 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート(2面)における、(注)6又は15に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

メモ

〔令和3年分用〕「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けている人が、特例贈与者の死亡により、その特例の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受けるため(※)の適用要件を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 4 相続又は遺贈により取得した非上場株式等(租税特別措置法第70条の7の7の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。)について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、113、114ページの「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシートを使用してください。
- ※ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けている人が「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)を受ける場合には、「『非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称 :

被相続人(特例贈与者)氏名 :

相続人等(特例適用者)

住 所 _____
 氏 名 _____
 電話 ()

関 与 税 理 士	所 在 地		
	氏 名	電 話	

項目	確認内容(適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
後 継 者 (相 続 人 等)	① その会社の代表権を有していますか。 ② 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注1)・(注2) ③ 後継者及び後継者と特別の関係がある者(その者以外の租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用を受ける他の後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注1)・(注2)	はい はい はい	いいえ いいえ いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など	
会 社	① 円滑化省令第13条第4項及び第5項において準用する同条第1項の都道府県知事の確認を受けていますか。(注3) ② 風俗営業会社には該当していませんか。(注4) ③ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。(注5) ④ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注6)・(注7) ⑤ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注8)・(注9) ⑥ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていませんか。(注10) ⑦ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。(注11) 〔租税特別措置法第70条の7の5第1項の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は租税特別措置法第70条の7の6第1項の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に贈与者が死亡した場合には、次の⑧の要件についても確認してください。〕 ⑧ その会社と特定特別関係会社は、非上場会社ですか。(注5)	はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 確認書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 確認書の写し	

(注) 1 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に規定する特別の関係がある者をいいます。

2 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。

なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。

3 「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。

4 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

※ 2面に続きます。

(1面の注書の続きです。)

- (注) 5 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第6項において準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 6 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第5項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 7 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 8 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第4項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 9 災害等（租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。）が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得をしたとみなされた株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより⑤の要件が除かれます。
- 10 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第7項において準用する同令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 11 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第2号に掲げる者をいいます。

(令和3年分用)「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けている人が、特例贈与者の死亡により、その特例の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受けるため(※)の提出書類を確認する際に使用してください。
 - 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
 - 3 相続又は遺贈により取得した非上場株式等(租税特別措置法第70条の7の7の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。)について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、115ページの「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシートを使用してください。
- ※ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けている人が「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)を受ける場合には、「『非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称 :

被相続人(特例贈与者)氏名 :

相続人等(特例適用者)

住 所 _____
氏 名 _____
電話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地		
	氏 名	電 話	

(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	<input type="checkbox"/>
2	相続開始の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
3	円滑化省令第13条第4項又は第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び同条第12項の都道府県知事の確認書の写し	<input type="checkbox"/>
4	被相続人の相続開始の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5か月(被相続人が次の(1)、(2)に掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3か月)を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、会社の経営に関する事項を記載した書類 (1) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 (2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日	<input type="checkbox"/> 該当あり、 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/>

※ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート(2面)における、(注)9に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

メモ

〔令和3年分用〕「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 4 「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、国税庁ホームページに掲載されている「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等（特例適用者）

被相続人氏名：

住 所	関与 税理士	所在 地		
氏 名		氏 名	電話	
電話 ()				

項目	確認内容（適用要件）	確認結果	確認の基となる資料	
被相続人	(1) この特例の適用に係る相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業を行っていた者に該当しますか。	はい	いいえ	—
	申告期限まで ○ その事業について、相続開始日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。以下同じです。）により提出していますか。	はい	いいえ	○ 確定申告書、青色申告決算書など
	(2) (1)の場合以外の場合ですか。	はい	いいえ	—
後継者（相続人等）	相続開始の直前 ① 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る相続開始の直前又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の直前において、その者と生計を一にする親族ですか。	はい	いいえ	—
	相続開始の時 ② ①の相続開始の時又は贈与の時後に開始した相続に係る被相続人ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍の謄本又は抄本など
後継者（相続人等）	相続開始の直前 ○ その特定事業用資産に係る事業に従事していましたか（被相続人が60歳未満で死亡した場合には、「はい」に○をしてください。）。（注1） (業務の具体的な内容等)	はい	いいえ	—
	相続開始の時 ① 特定事業用資産の取得が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）による取得で、次のいずれかの取得ですか。 イ 最初のこの特例の適用に係る相続等による取得 ロ イの取得の日から1年を経過する日までの相続等による取得（注2） ② 被相続人から特定事業用資産の全てを取得していますか。 ③ その事業が、資産保有型事業、資産運用型事業及び性風俗関連特殊営業のいずれにも該当していませんか。（注3）	はい	いいえ	○ 戸籍の謄本又は抄本など ○ 青色申告決算書、相続税の申告書第8の6表の付表1など ○ 認定書の写しなど
	相続開始の時から申告期限まで ○ 特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、青色申告決算書など

※ 2面に続きます

(1面からの続きです。)

項目	確認内容（適用要件）		確認結果		確認の基となる資料
後継者 (相続人等)	申告期限まで	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。 (注4) ② 中小事業者ですか。 ③ その事業について開業の届出書を提出していますか。 ④ その事業について青色申告の承認を受けている又は承認を受ける見込みですか。(注5) ⑤ 被相続人から相続等により財産を取得した者が、租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等について同条第1項の規定の適用を受けていませんか。 ⑥ 円滑化省令第17条第1項の確認（同項第3号に係るものに限り、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）を受けていますか。(注4)	はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	<input type="radio"/> 認定書の写し <input type="radio"/> 認定書の写し <input type="radio"/> 開業の届出書 <input type="radio"/> 青色申告承認申請書 <input type="radio"/> 相続税の申告書第11・11の2表の付表1など <input type="radio"/> 確認書の写し
特定事業用資産	相続開始の直前	① 次の区分に応じ、それぞれの日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている資産ですか。 イ 被相続人が1面の(1)に該当する場合 その被相続人の相続開始の日 ロ 被相続人が1面の(2)に該当する場合 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る相続開始の日又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日 ② 特定事業用資産に係る事業は、不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業に該当しませんか。	はい はい	いいえ いいえ	<input type="radio"/> 青色申告決算書 <input type="radio"/> 青色申告決算書
	共通	① 土地又は土地の上に存する権利で、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されていますか。(注6) ② 被相続人の事業の用に供されていた宅地等のうち棚卸資産に該当しない宅地等ですか。(注7)	はい はい	いいえ いいえ	<input type="radio"/> 青色申告決算書、登記事項証明書など <input type="radio"/> 青色申告決算書、登記事項証明書など
	宅地等	○ 被相続人の事業の用に供されていた建物のうち棚卸資産に該当しない建物ですか。(注7)	はい	いいえ	<input type="radio"/> 青色申告決算書、登記事項証明書など
	建物	○ 固定資産税の課税対象とされる資産など、租税特別措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める一定の減価償却資産に該当しますか。(注8)	はい	いいえ	<input type="radio"/> 固定資産税の通知書の写しなど
	減価償却資産				

- (注) 1 「特定事業用資産に係る事業」には、その事業と同種又は類似の事業に係る業務や、その事業に必要な知識及び技能を習得するための高等学校、大学、高等専門学校その他の教育機関における修学を含みます。また、「業務の具体的な内容等」の記載に当たっては、具体的に従事した期間、事業内容等を記載します。
- 2 「イの取得の日」は、後継者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、その適用に係る贈与による取得の日となります。
- 3 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の10第2項第4号において準用する同法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、「資産運用型事業」とは、同法第70条の6の10第2項第5号において準用する同法第70条の6の8第2項第5号に規定する事業をいい、「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいいいます。
- 4 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 5 所得税法第147条の規定により承認があったものとみなされる場合の承認を含みます。
- 6 「一定の建物又は構築物」とは、租税特別措置法施行規則第23条の8の9第2項において準用する同令第23条の8の8第1項に規定する建物又は構築物をいいます。
- 7 被相続人が1面の(2)の場合は、特定事業用資産に係る事業を行っていた被相続人又は贈与者をいいます。また、事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。
- 8 特定事業用資産の対象となる一定の減価償却資産には、固定資産税の課税対象とされているもの、自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用されるもの、その他一定のもの（一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）が該当します。詳細は62ページをご覧ください。

(令和3年分用) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、国税庁ホームページに掲載されている「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等（特例適用者）

被相続人氏名：

住 所 _____
氏 名 _____
電話 ()

関 与 税 理 士	所 在 地		
	氏 名	電 話	

(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	<input type="checkbox"/>
2	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書（円滑化省令第6条第16項第8号又は第10号の事由に係るものに限ります。）の写し及び円滑化省令第7条第11項（同条第13項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
3	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第4項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
4	<p>減価償却資産である特定事業用資産の次の区分に応じそれぞれ次に定める書類</p> <p>(1) 地方税法第341条第4号に規定する償却資産（租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号ハ）（機械装置など） その資産についての地方税法第393条の規定による通知に係る通知書の写しその他の書類（同法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録をされている次に掲げる事項が記載されたものに限ります。） イ 当該資産の所有者の住所及び氏名 ロ 当該資産の所在、種類、数量及び価格</p> <p>(2) 自動車等（租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号及び第3号） 道路運送車両法第58条第1項の規定により交付を受けた自動車検査証（相続の開始の日において効力を有するものに限ります。）の写し又は地方税法第20条の10の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の証明書の写しその他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号若しくは第3号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの</p> <p>(3) 所得税法施行令第6条第9号ロ及びハに掲げる果樹等（租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第1号） 当該資産が所在する敷地が耕作の用に供されていることを証する書類</p>	<input type="checkbox"/>
5	<p>被相続人が60歳以上で死亡した場合には、後継者が相続開始の直前において特定事業用資産に係る租税特別措置法第70条の6の10第2項第2号ロに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類</p> <p>※ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシートに当該事項について記載してください。</p>	<input type="checkbox"/>

メモ

(参考) 遺産分割協議書の記載例

遺産分割協議書の書式は特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

- (注) 1 相続人のうちに未成年者がいる場合には、遺産の分割協議に当たって、家庭裁判所においてその未成年者の特別代理人の選任を受けなければならない場合があります。
- 2 遺産分割協議書に押印する印は、その人の住所地の市区町村長の印鑑証明を受けた印を使用してください。

遺産分割協議書

四 相続人夏野春子が取得する財産

被相続人朝日太郎（令和三年一月二十三日死亡 住所 武蔵野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

(1) 国分寺市東西町五丁目六番地	(1) 現金 七拾万円
宅地 八拾九平方メートル	
○○社債 券面額 六百万円	

一 相続人朝日花子が取得する財産

武蔵野市南北町四丁目八番地 参百八拾八平方メートル

右同所同番地 家屋番号八番地 床面積九拾九平方メートル

木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル

右居宅内にある家財一式

○○電力株式会社の株式 壱千株

株式会社○○製作所の株式 壱千五百株

五 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

○○銀行○○支店からの借入金

右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

令和三年五月七日

武蔵野市南北町四丁目八番地

武蔵野市南北町四丁目八番地

武蔵野市南北町四丁目八番地

武蔵野市南北町四丁目八番地

三鷹市上下武丁目五番地
朝日次郎の特別代理人

相続人 朝日一郎 印

国分寺市東西町五丁目六番地

相続人 夏野春子 印

三	二	一
(4)(3) (2)(1)	(3) (2)(1)	(6)(5)(4)(3) (2) (1)
相続人朝日次郎が取得する財産	相続人朝日一郎が取得する財産	相続人朝日花子が取得する財産
株式会社朝日商店の株式 四万五千株	株式会社○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金	武蔵野市南北町四丁目八番地 参百八拾八平方メートル
○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金	右居宅内にある家財一式	右同所同番地 家屋番号八番地 床面積九拾九平方メートル
預金 壱口 八百万円	○○電力株式会社の株式 壱千株	木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル
洋画○○作 「風景」ほか四点	株式会社○○製作所の株式 壱千五百株	右居宅内にある家財一式